

大阪北ソフトボール部会則

平成21年 1月 1日 制定

平成26年 4月 1日 改訂

第1章 総則

第1条 本会は、大阪北ソフトボール部と称し、事務局を旭断酒会におく。

第2章 目的

第2条 本会は、「断酒」、「リハビリ」及び、会員相互の親睦と扶助を図ることを目的とする。

第3章 活動

第3条 本会は、前項の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 部員相互の「断酒」、「親睦」、「リハビリ」のため活動すること。
- (2) 部員と準部員の相互扶助のために活動すること。
- (3) その他、目的達成上必要と認められること。

第4章 部員及び、準部員

第4条 本部員は、大阪市断酒連合会北地区断酒会所属であること。
また、準部員はその家族と友人とする。

第5章 役員

第5条 役員は、会員の互選とする。

第6条 役員の構成は、次の通りとする。

- | | | | |
|-------------|----|-------|----------|
| (1) 相談役 | 1名 | 上家 哲夫 | (東淀川断酒会) |
| (2) 部長 | 1名 | 浜田 晃 | (鶴見断酒会) |
| (3) 監督 | 1名 | 須山 進 | (旭断酒会) |
| (4) キャプテン | 1名 | 寺西 俊人 | (北断酒会) |
| (5) 会計及び事務局 | 1名 | 森 貴也 | (旭断酒会) |
| (6) 監査委員 | 2名 | 樋口 和雄 | (都島断酒会) |
| | | 中島 勝巳 | (北断酒会) |

第7条 部長は、会務を統括し、本会を代表する。

第8条 役員会は、役員で構成し、重要事項の企画及び立案の決定を行う。

第9条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第6条 会計

- 第10条 会費は、各断酒会賛助金として、年2,000円を1月の第2週目に徴収する。
- 第11条 新入部員は、入会金として2,000円を徴収し、ユニフォームを貸与する。
- 第12条 但し、既製ユニフォームが合わない場合は個人負担で作成し、当会への寄付とする。
また、アンダーシャツ、ベルト、スパイク等は、個人で揃えること。
- 第13条 臨時会費は、練習日のグラウンド代使用料として、部員は毎回300円、準部員は毎回100円を徴収する。
- 第14条 競技用具は、部員個人の負担とし、消耗品は当会で負担するものとする。
- 第15条 会費の返還及び、貸付理由の如何を問わず行わない。

第7章 附則

- 第16条 部員は、原則として団体行動をし、断酒活動啓蒙の精神をモットーとする。
- 第17条 会則に定めのない事項があるときは、役員会の協議を以って決定する。
- 第18条 各選手部員は、親睦を図るため会の運営に参加し、最後まで責任ある行動をすること。
- 第19条 この会則は、平成26年4月1日から施行する。

以上